

平成25年度

第171回宮城県都市計画審議会議案書

平成26年3月

宮城県都市計画審議会

第171回宮城県都市計画審議会

と き 平成26年3月24日(月)

午後1時30分

と ころ 宮城県行政庁舎

9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第170回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2304号ほか 2件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第170回宮城県都市計画審議会議案の処理について……………3

2 議 案

議案第2304号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について ……4

議案第2305号 仙塩広域都市計画道路の変更について ……7

議案第2306号 特殊建築物の敷地の位置について……………10

第 1 7 0 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2299 号	石巻市	石巻広域都市道路の変更について	平成 26 年 2 月 28 日 宮城県告示第 159 号
宮城県	第 2300 号	気仙沼市	気仙沼都市道路の変更について	平成 26 年 2 月 18 日 宮城県告示第 127 号
宮城県	第 2301 号	南三陸町	志津川都市道路の変更について	平成 26 年 2 月 18 日 宮城県告示第 128 号
宮城県	第 2302 号	大衡村	特殊建築物の敷地の位置について	平成 26 年 2 月 14 日 建築許可第 H25-21 号
仙台市	第 2303 号	仙台市	仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について	下記のとおり

【議案第 2303 号の処理結果について】

- 1 平成 26 年 2 月 13 日付けで、付議者である仙台市長から意見書提出者に対し、議決結果（不採択）について通知した。
- 2 仙台市長は、土地区画整理事業の設計の概要について、平成 26 年 3 月 13 日付け国東整計建都城第 15 号で、国土交通省東北地方整備局長の認可を受けた。

仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域区分の変更 (宮城県決定)

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり市街化調整区域から市街化区域に変更する

2. 人口フレーム

区 分	年 次	基準年	目標年
		平成17年	平成32年
都市計画区域内人口		1,387千人	1,382千人
市街化区域内人口		1,305千人	1,311千人
	配分する人口	—	1,309.8千人
	保留する人口	—	1.2千人
	特定保留	—	1千人
	一般保留	—	0.2千人

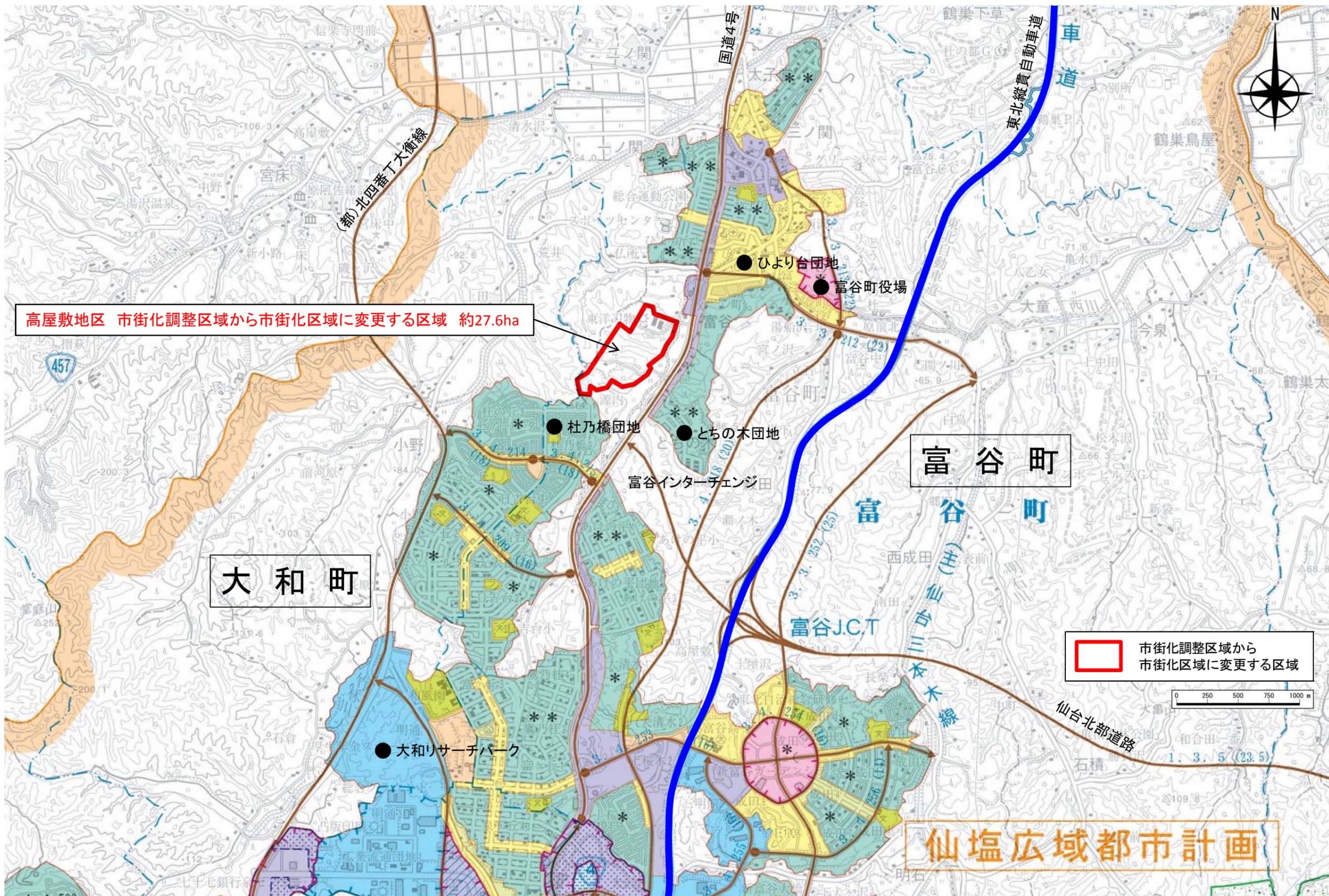
3. 変更の理由

都市計画法第6条の2により定める「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」においては，事業の確実性が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を，市街化区域編入予定地区として位置付けている。

平成22年5月に決定した同方針の市街化編入予定地区のうち，富谷町高屋敷地区について，組合施行による土地区画整理事業の確実性が得られたことから，良好な市街地を形成するため，市街化区域に編入するものである。

仙塩広域都市計画総括図

議案第2304号



高屋敷地区 市街化調整区域から市街化区域に変更する区域 約27.6ha

市街化調整区域から市街化区域に変更する区域

仙塩広域都市計画

仙塩広域都市計画区域区分の変更（富谷町）

仙塩広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中、3・3・231号清水沢多賀城線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・3・231	清水沢多賀城線	利府町春日字岩沢	多賀城市 中野字 上小袋田	塩竈市 大日向	約6,910m		2車線	28m		<ul style="list-style-type: none"> ・区域の一部変更 ・幅員の一部変更 変更前：W=28m 変更後：W=11.5m ・構造形式の内訳の変更 ・高上式の追加 延長L=約560m 幅員W=11.5m ・地表式の変更 変更前 延長L=5,580m 幅員W=28m 変更後 延長L=5,020m 幅員W=11.5～28m
						車線の数の内訳				2車線	
			4車線	約260m							
			利府町春日字岩沢	塩竈市清水沢二丁目	塩竈市清水沢三丁目	約1,330m	掘割式		28m		
			多賀城市八幡字庚田	多賀城市八幡一丁目	多賀城市八幡字一本柳	約560m	嵩上式		11.5m		
			構造形式の内訳			約5,020m	地表式		11.5～28m	JR東北本線と立体交差1箇所 仙台臨海鉄道と立体交差1箇所 JR仙石線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

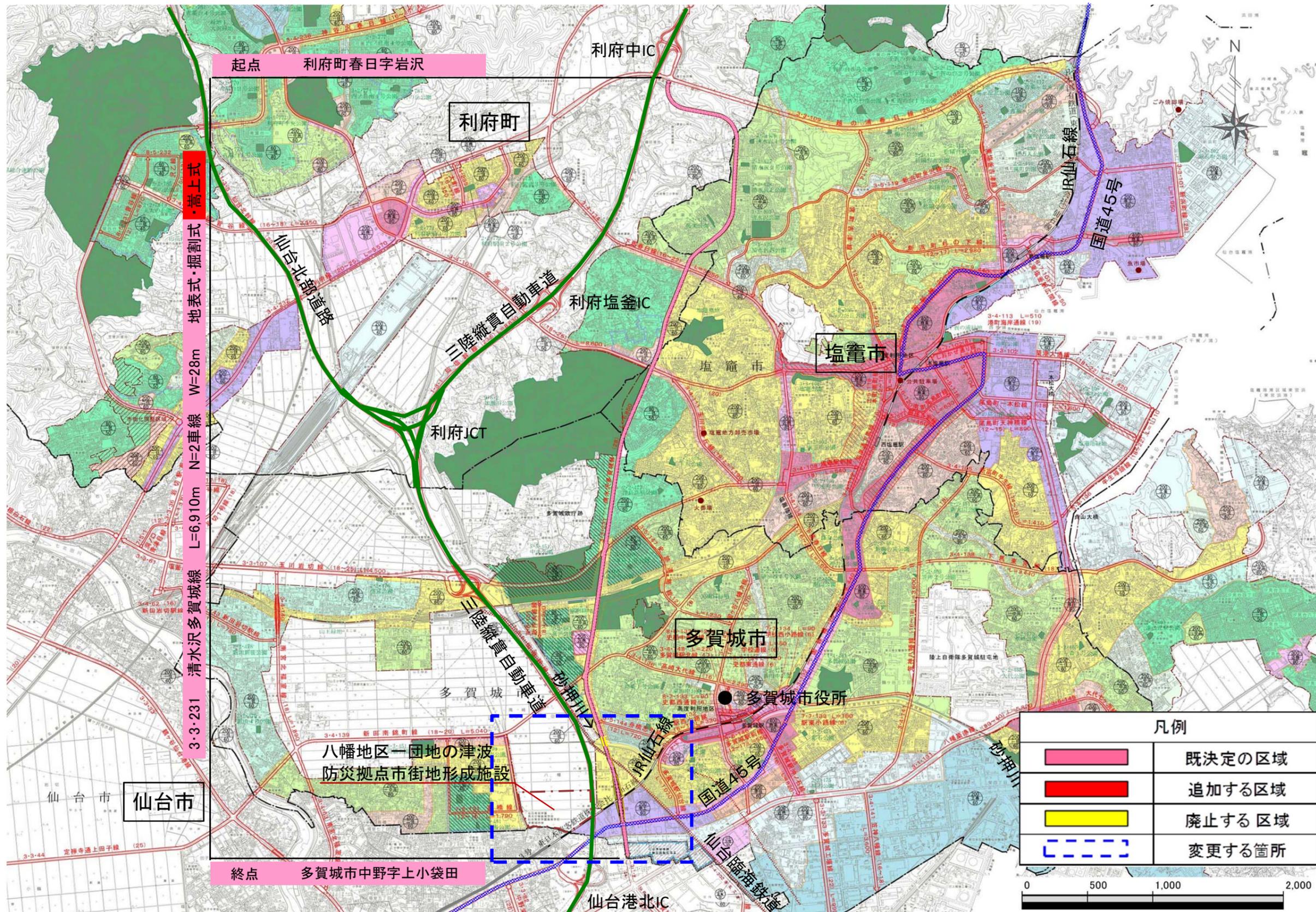
「区域は、計画図表示のとおり」

理由：

多賀城市南部地域は、東北地方太平洋沖地震及びその後の大津波により、甚大な被害を受けたことから、多賀城市は、多賀城市震災復興計画において都市計画道路清水沢多賀城線を安全・安心を支える避難道路として定めた。本路線は、昭和41年に利府町と多賀城市を南北につなぐ幹線道路として都市計画決定しており、今般、避難道路を整備するにあたり周辺土地利用や将来の交通需要を踏まえ計画の見直しを行い一部区間の幅員を変更するとともに区域を変更する。

仙塩広域都市計画道路 総括図

議案第2305号



仙塩広域都市計画道路の変更（多賀城市・塩竈市・利府町）

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第87条第2項の規定により準用する同法第51条第1項ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

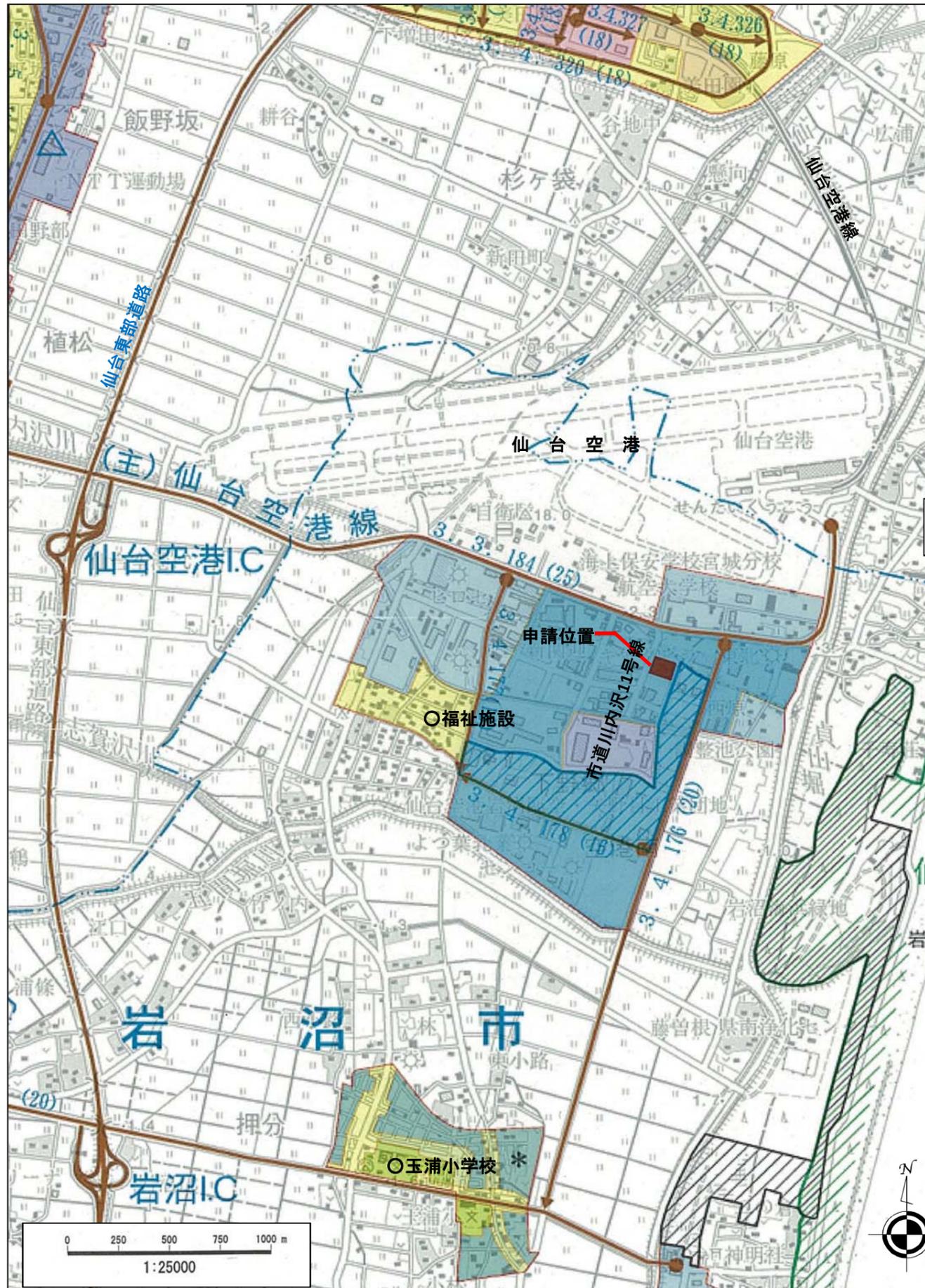
下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物処理施設
建築主		塩釜市貞山通1丁目2-6 株式会社イーストコア 代表取締役 田中信行
敷地	位置	岩沼市下野郷字中野馬場34-1
	面積	14,470.38 m ²
	用途地域	工業専用地域
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	用途変更
	構造、規模等	①事務所 鉄骨造 2階建 延べ面積 915.41 m ² ②製造所 鉄骨造 平家建 延べ面積 1,461.84 m ² ③作業所 鉄骨造 平家建 延べ面積 2,614.58 m ² 計 4,991.83 m ²
	処理内容及び処理能力	産業廃棄物中間処理 ①廃プラスチック類の破砕 751.92t/日 (6t/日) ②木くずの破砕 2,643.12t/日 (100t/日) ③がれき類の破砕 5,545.18t/日 (100t/日) ※ () 内は許可の必要な破砕処理能力を表す
処理方法	破砕機による破砕処理	

特殊建築物の敷地の位置について（岩沼市）

位置図



付近見取図



配置図

